平成２３年（フ）第７４１８号
大阪府茨木市山手台７丁目15番２号
債務者　福迫　年美
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９４５号
大阪市住吉区東粉浜３丁目12番13号　チェロ・マレ東粉浜Ⅰ801号
債務者　川本　健太
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０４５号
大阪府東大阪市長瀬町２丁目10番22―301号
債務者　金井顯功こと　金　　顯功
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０５２号
大阪府豊中市小曽根１丁目10番43―606号
債務者　田中　正次
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０７０号
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目27番４号
債務者　小室由華里
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０９８号
大阪府箕面市外院２丁目15番１―310号
債務者　猪岡　弘司
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１１０号
大阪府枚方市禁野本町１丁目７番２―205号
債務者　伊藤　　晃
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３６７号
大阪市住之江区南港東１丁目６番４―625号、前住所大阪市住之江区御崎４丁目７番８―215号
債務者　伊東　善一
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４３３号
大阪府守口市大枝南町３番１号
債務者　土井　卓也
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５１５号
大阪市平野区加美南５丁目９番35号　サンモール203号、前住所大阪市都島区大東町３丁目９番６―604号
債務者　稲田　照雄
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５７８号
大阪市阿倍野区桃ヶ池町１丁目12番30号　マンション白鷺205号
債務者　田中　重子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５８５号
大阪市港区港晴２丁目４番14―406号
債務者　永江　良子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５９７号
大阪府八尾市南久宝寺１丁目８番地の３　西尾ハイツ206号
債務者　島田　八郎
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５９８号
大阪市西成区花園北２丁目11番18―706号、前住所大阪市西成区玉出東１丁目４番15号
債務者　小田久美子（旧姓川本）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６２５号
大阪市淀川区十八条２丁目５番７号
債務者　吉武　陽子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６６８号
大阪府八尾市太田５丁目93番地　田村トモエ方
債務者　髙須　博志
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６８３号
大阪府吹田市南吹田５丁目31番28号
債務者　重松　建一
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７４２号
大阪府大東市深野３丁目19番１号　グリーンアベニュー壱番館401
債務者　新井友里恵
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部